●空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

令和5年6月14日公布 令和5年12月13日施行

## 背景•必要性

- ○使用目的のない空家は、この20年で1.9倍、今後も増加。 (1998年)182万戸→(2018年)349万戸→(2030年見込み)470万戸
- ○<u>除却等のさらなる促進</u>に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の 有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要。



# 法律の概要

### 〇所有者の責務強化

(現行の「適切な管理の努力義務」に加え、)国、自治体の施策に協力する努力義務

### 1. 活用拡大

- ①空家等活用促進区域 (例)中心市街地、地域の再生拠点、観光振興を図る区域等
  - ・ 市区町村が区域や活用指針等を定め、用途変更や建替え等を促進
    - ⇒安全確保等を前提に接道に係る前面道路の幅員規制を合理化
    - ⇒指針に合った用途に用途変更等する場合の用途規制等を合理化
  - 市区町村長から所有者に対し、指針に合った活用を要請
- ②財産管理人による所有者不在の空家の処分(詳細は3. ③後掲)

### ③支援法人制度

- 市区町村長がNPO法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定
- ・ 所有者等への普及啓発、市区町村※から情報提供を受け所有者との相談対応 ※事前に所有者同意
- 市区町村長に財産管理制度の利用を提案

### 2. 管理の確保

- ①特定空家※化を未然に防止する管理 ※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家
  - 放置すれば特定空家になるおそれのある空家(管理不全空家)に対し、 管理指針に即した措置を、市区町村長から指導・勧告
  - 勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額) を解除



窓が割れた 管理不全空家

#### ②所有者把握の円滑化

市区町村から電力会社等に情報提供を要請

## 3. 特定空家の除却等

#### ①状態の把握

市区町村長に報告徴収権(勧告等を円滑化)

#### ②代執行の円滑化

- ・ 命令等の事前手続を経るいとまがない緊急時の代執行制度を創設
- 所有者不明時の代執行、緊急代執行の費用は、確定判決なしで徴収



市区町村長に選任請求を認め、相続放棄された空家等に対応
※所有者に代わり財産を管理・処分。(注)民法上は利害関係人のみ請求可



緊急代執行を要する 崩落しかけた屋根